

– 令和7年度 第16回「議会報告会」の開催状況の報告 –

【 甘利 】地区

■報告会期日: 令和7年8月24日(日)

■開催場所: 竜岡公民館

■参加者:	旭	地区…	(男)	19	人	(女)	人	小計	19	人	
	大草	地区…	(男)	15	人	(女)	人	小計	15	人	
	龍岡	地区…	(男)	15	人	(女)	人	小計	15	人	
		地区…	(男)	人		(女)	人	小計	人		
	その他	…	(男)	3	人	(女)	人	小計	3	人	
			合計	(男)	52	人	(女)	人		52	人

令和7年度 「議会報告会」 地区テーマ

1 鳥獣害対策について

2 通学路の安全対策について

- ① 市道(旭)76号線拡幅について
- ② 市道(大草)18号線について

## 1 鳥獣害対策について

### ①電気柵関係

市の山沿いに電気柵を設置し、鳥獣の侵入を防いでいます。

(1)山沿いの電気柵の設置 総延長 5,767m (令和6年現在)

(2)電気柵管理用除草剤及び※1 ヤマビル対策用品の配布 (毎年)

(3)新規電気柵の設置 (適宜) (県補助 50%※2 市補助 40% 地区 10%)

地区名	電柵延長 (m)	除草剤配布量 (ℓ)	備考
山口	1,520	13	
小曾根	545	5	
鍛冶屋	545	5	
山寺	677	6	
竹の内	554	5	R5 年度に一部改修
久保	525	5	
湯舟	1,401	12	

※1 令和6年度より 30%→40%に改正

※2 ヤマビル対策用品については令和6年度より配布 (各地区2本)



(参考:竹の内の電柵改修写真)

## ②捕獲関係

甘利地区には嶋北獣友会南分会があり、21名の会員がいます。鳥獣被害対策実施隊活動や、特定鳥獣管理捕獲（シカ・イノシシ・サル）を行っています。

これ以外にも市内の農地を守るために、市内全域に対し、有害鳥獣駆除業務委託として、中型哺乳類（ハクビシン・タヌキ・アナグマ・アライグマ）を対象とした業務委託を行っています。

また、令和4年度にはアライグマの被害を確認するため寺社仏閣調査を市内全域に対して実施しました。

### (1)鳥獣被害対策実施隊活動として追い払いや有害捕獲を実施。

令和5年度実績 13回

うち南分会 2回

### (2)特定鳥獣管理捕獲実績

令和5年度

市内全体

シカ 420頭・イノシシ 50頭・サル 220頭 合計 690頭

うち南分会

シカ 165頭・イノシシ 2頭・サル 106頭 合計 273頭

### (3)有害鳥獣駆除業務委託実績

のべ合計件数 31回

（内訳）

わな設置及び管理説明 12回

止めさし及び捕獲個体回収管理 14回

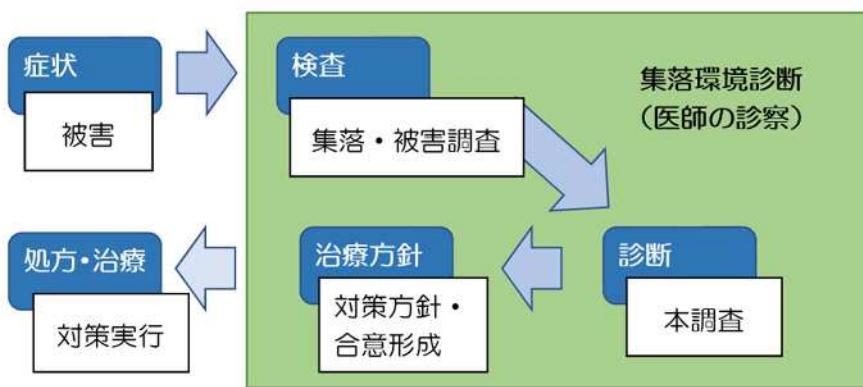
錯誤捕獲対応及びわな再設置 5回

## ③その他

- ・集落環境診断の実施

### 「集落環境診断」とは

今後の被害の発生・拡大防止に向けて、特に農作物被害の多い集落に、外部専門家による「集落環境診断」を導入し、集落単位での総合的な鳥獣被害対策について、現地の被害状況の把握や被害原因の分析から、対策の立案、対策の効果検証までの一連の取り組みです。



電気柵の設置や有害鳥獣捕獲だけでは、農作物被害の拡大を防げないことから、「集落環境診断」を実施し、地域ぐるみでの自発的な取り組みが展開され、地域における鳥獣対策の取り組みを支援するものです。

毎年1地区（集落）を目途に実施しており、平成29年度に旭町湯舟集落で実施。

- 甘利山関係

2012年よりシカによる高山植物の食害や希少植物の保護を目的として、NPO法人甘利山俱楽部（以下甘利山俱楽部）と市の商工観光課が連携し、甘利山に植生保護エリアとしてシカ柵を設置。

それ以降甘利山俱楽部を中心に、市と連携する中で延長を実施。

#### 植生保護エリア（令和5年度末時点）

21力所

総面積 11,221 m<sup>2</sup>

シカ柵の長さ 1,750 m

#### 今後について

電気柵関係については、昨年度検討を重ね、今年度より見直しを図り、地域の負担の軽減や、ヤマビル対策用品の配布を実施した。

これらの事業はもちろんのこと、集落環境診断をさらに実施し、地域の実情に合わせた鳥獣害対策の対策を検討していく。

## 2 通学路の安全対策について

### ① 市道（旭）76号線拡幅について

#### 【これまでの通学路の安全対策について】

- 1・令和5年から赤線部を通学路として現在に至る。利用児童数：約50人
- 2・変更に伴いグリーンベルトの設置、川への転落防止柵の設置を市へ要望した。
- 3・羽根公民館前への横断歩道の設置を地域住民の協力を得ながら進めた。



## ② 市道（大草）18号線について



## 1 議会報告会 意見要望等(地区テーマについて)

No.	町名	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
1	旭	サルについて、生息実態調査が行われていないと感じる。調査を実施していただきたい。	(農政課の見解) 有害鳥獣対策において、その実態を把握することは重要であると認識しております。 既に個別に調査依頼もいただいていることから、専門業者や地域住民にも協力していただく形での集落環境診断などの調査について検討してまいります。
2	旭	鳥獣捕獲について、市が行っている管理捕獲だけでは、効果が上がらない。有害鳥獣の駆除、捕獲を強力に実施していただきたい。	(農政課の見解) まずは実態を把握することが重要であり、調査について検討してまいります。 対策につきましてはその結果に応じて、専門業者や猟友会も交えて考えてまいりますが、地域住民の方との連携も不可欠でありますので、その際はご協力をお願いいたします。
3	大草	県道北原下条南割線について、大草郵便局付近の工事が始まっておりますが、工期が来年の3月としておりますが、「しん幸」さんの所も含めてというふうに。	(建設課の見解) 現在の工事は、郵便局から南宮神社付近の整備を予定しております。「しん幸」さんの箇所については、今年度工事は予定していないと伺っております。
4	大草	県道北原下条南割線について、「しん幸」さんから南の工事が完了している部分の歩道の縁を、生徒があるいは、その脇を車が猛スピードで走っている、通学時間帯だけでも速度制限が出来ないか。	甲斐警察署とは、速度規制に関する要望書の提出と協議の場の設置で合意に至りました。 今後は地区長の皆様と議員とで協議を重ね、要望内容を具体化してまいります。 (建設課の見解) 規制について、警察に相談してまいります。

## 2 議会報告会 意見要望等(意見交換会時)

No.	町名	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
1	旭町	市道(旭)76号線について、歩道が途中で止まっており、割羽沢まで歩道を設置し、通学路の安全を図って欲しい。	(建設課の見解) 現在、グリーンベルトを設置し、通行車に注意喚起を行っているところあります。今後、歩道設置に必要となる用地の協力が得られれば、実施について検討してまいります。
2	旭町	旭バイパスについて、夜間における安全対策のため、防犯灯の設置をお願いしたい。	(総務課の見解) 地区長様を通じて、防犯灯設置に関する申請書の提出をお願いいたします。 なお、韮崎市防犯灯設置要綱の設置基準を満たすことが必要となります。 ※韮崎市防犯灯設置要綱抜粋 (防犯灯の設置基準) 防犯灯は、次に掲げる基準により設置する。 (1) 防犯灯は、次のいずれかに該当する場所に設置すること。 ア 犯罪、事故等が発生した場所又は発生するおそれがある場所で、防犯上必要と認められる場所 イ 児童生徒が通学に利用する通学路で必要と認められる場所 ウ 付近に防犯灯その他の照明設備から直線にしておおむね50メートル以上離れた場所 (2) 設置箇所周辺の民家、農作物等に防犯灯の照明による害を及ぼすおそれがある場合は、その所有者等の同意が得られていること。 (3) 防犯灯用柱を新たに設置するときは、当該防犯灯用柱の位置は、道路の有効幅員外とすること。 ■この基準を満たす必要がありますので、ご承知くださいますよう、お願ひいたします。

## 2 議会報告会 意見要望等(意見交換会時)

No.	町名	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
3	大草町	県道607号線(北原下条南割線)の道幅がとても狭い。現在、羽根公民館までの工事が行われているが、全線の工事はいつ終わるのか。	<p>今年度は、大草郵便局から南宮神社までの区間を施工し、次年度以降に残りの南側区間の整備を行うと伺っております。</p> <p>最短で令和8年度の完成となります。予算の関係や施工業者の確保の状況により完成時期は変動します。</p> <p>(建設課の見解) 市としても、早期完成について、県に要望してまいります。</p>
4	大草町	河川を移動するシカ対策として、河川内の樹木の伐採は可能か。	<p>(建設課の見解) 市の管理する河川については、要望をあげていただき、伐採を検討させていただきます。国や県の管理する河川であれば、河川管理者に樹木の伐採について、要望をあげてまいります。</p>
5	大草町	耕作放棄地は、鳥獣の被害を招くのではないか、対策の方向性は検討されているか。	<p>(農政課の見解) 耕作放棄地は、周囲の農家への影響や鳥獣被害を招くものと認識しております。</p> <p>市では農業委員会において、農地利用状況調査を実施しており、耕作放棄地の発見と地権者に対する指導を行っているほか、農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様のご協力のもと削減を図っております。</p>

## 2 議会報告会 意見要望等(意見交換会時)

No.	町名	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
6	龍岡町	子どもたちが自由に集える場づくりが必要。	<p>(こども子育て課の見解) 子ども達と子育て家庭が地域とつながり、地域の持続可能なコミュニティづくりにも資するよう、地域の公民館等を活用した居場所づくり活動についての運営費を支援する「こども食堂等のコミュニティ活動への運営費補助」を令和7年度より実施しておりますので、ご活用ください。</p> <p>(教育課の見解) 急激な社会構造の変化に伴い、人間関係が希薄化するなかで、公民館は身近なコミュニティとして、地域の方々が気軽に足を運んでいただけるよう様々な世代の方が参加できる各種学級や講座を企画しています。引き続き、各公民館と連携し、地域交流機能の充実を図ってまいります。</p> <p>(建設課の見解) 子どもたちが安心して、自由に過ごせる場所の必要性は理解しております。現在、新たな公園や施設を建設する予定はございませんが、既存の市で管理する垂崎中央公園や釜無川河川公園や県管理の御勅使南公園などの公園は誰でも自由に利用できる公園ですので、積極的に利用いただきたいと思います。</p>
7	龍岡町	地域のつながりの重要性をいかに作るか。	<p>(こども子育て課の見解) 子ども達と子育て家庭が地域とつながり、地域の持続可能なコミュニティづくりにも資するよう、地域の公民館等を活用した居場所づくり活動についての運営費を支援する「こども食堂等のコミュニティ活動への運営費補助」を令和7年度より実施しておりますので、ご活用ください。</p> <p>(長寿介護課の見解) 垂崎市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置しており、地域へ出向き地域づくりのお手伝いをしています。つながりについて一緒に学ぶ機会を設けたり、生きがいづくりや居場所等の創設等相談窓口となっています。</p>

## 2 議会報告会 意見要望等(意見交換会時)

No.	町名	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
8	龍岡町	<p>通勤、通学路の夜の利用する場で、街灯があるところはある、無いところはないので、不安なので均一になるように、設置して欲しい。</p> <p>安心に暮らせる街づくり。</p> <p>防犯、交通安全(街が暗い)</p>	<p>(総務課の見解)</p> <p>地区長様を通じて、防犯灯設置に関する申請書の提出をお願いいたします。なお、韮崎市防犯灯設置要綱の設置基準を満たすことが必要となります。</p> <p>※韮崎市防犯灯設置要綱抜粋 (防犯灯の設置基準)</p> <p>防犯灯は、次に掲げる基準により設置する。</p> <p>(1) 防犯灯は、次のいずれかに該当する場所に設置すること。</p> <p>ア 犯罪、事故等が発生した場所又は発生するおそれがある場所で、防犯上必要と認められる場所</p> <p>イ 児童生徒が通学に利用する通学路で必要と認められる場所</p> <p>ウ 付近に防犯灯その他の照明設備から直線にしておおむね50メートル以上離れた場所</p> <p>(2) 設置箇所周辺の民家、農作物等に防犯灯の照明による害を及ぼすおそれがある場合は、その所有者等の同意が得られていること。</p> <p>(3) 防犯灯用柱を新たに設置するときは、当該防犯灯用柱の位置は、道路の有効幅員外とすること。</p> <p>■この基準を満たす必要がありますので、ご承知くださいますよう、お願ひいたします。</p>
9	龍岡町	防犯対策としてのカメラの設置を。	<p>(総務課の見解)</p> <p>防犯カメラの設置については、現在、市では対応しておりませんが、山梨県において、地域の防犯活動に取り組む自治組織に対し、防犯カメラ設置の補助金制度がありますので、必要に応じてご活用いただけますよう、お知らせいたします。</p> <p>※問合先:山梨県警察本部 生活安全企画課 (055-221-0110/内線3035)</p> <p>※補助率:補助対象経費の2分の1以内</p> <p>補助金上限:カメラ1台につき30万円。その他、詳細につきましては、上記の問合先に確認をお願いいたします。</p>

### 3 議会報告会 意見要望等(その他)

No.	町名	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
1		<p>市が実施する「災害ボランティアセンター開設運営訓練」は、ボランティアの受付やマッチングなどを行う、ボランティアセンターの立ち上げは、市が行い、その後の運営は住民自らが行うこととなっている。</p> <p>しかし、災害ボランティア活動は、①専門的知識やノウハウをもった者が主導する必要があること。②全国組織に連なるネットワークを生かし効率的に業務を行う必要があること。③災害規模により高い専門性を持つボランティア組織と連携する必要がある。このことから、市の社会福祉協議会が「ボランティアセンター」の設置運営を主導するべきであると考えます。</p>	<p>現在、大規模災害時は斐崎市が「災害ボランティアセンター」を設置し、市と社協など関係団体が連携して受付・登録窓口を設けます。また、平時から市と社会福祉協議会でボランティア募集をおこなっています。</p> <p>今後は、令和7～11年度の地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの運営を想定した訓練の実施を目指に掲げ、災害ボランティア育成研修を開催して支援体制の充実を目指します。</p> <p>議会は市と社会福祉協議会とともに、被災時においても市民の暮らしを最優先に迅速な復旧支援を進めるため、本計画の実行に向けて歩みを進めてまいります。</p> <p>(福祉課の見解)</p> <p>斐崎市災害ボランティアセンターの設置運営につきましては、本年度から斐崎市社会福祉協議会や府内関係部署と協議を進めているところであります。</p> <p>また、本市が現在行っている、災害ボランティアセンター開設運営訓練につきましては、市民の皆様に体験していただき、知っていただくことで災害時における円滑な利用や支援につながることを目的として行っているものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>